

町内の事業者の人材育成と生産性の向上を図るため、従業員の資格・免許の取得促進に取り組む事業者に対し、取得に係る費用の一部を補助します。

【令和 8 年度】 栗山町中小企業等資格取得支援事業補助金

■補助対象者■

下記の要件を満たす事業者が対象です。

- ①町内に事務所又は事業所等を有し、事業を営む法人又は個人事業者であること
- ②町税に滞納がないこと
- ③町内の事業所に勤務する従業員の資格・免許取得費用の全額を事業者が負担していること
- ④補助金の受領後も町内で事業を継続する意思があり、資格を取得した従業員を町内の事業所で継続して雇用する意思があること
- ⑤暴力団関係者ではないこと

※上記に掲げる「従業員」とは、健康保険法及び雇用保険法に規定する被保険者であり、事業者が直接雇用している雇用期間に定めのない正規雇用の方です。

■補助対象資格■

事業者が町内で営む事業に直接必要な国家資格、職業能力開発促進法に基づく技能検定、その他団体等が認定する専門的な資格・免許で、令和8年2月1日から令和9年1月31日までに取得し、同日までに経費の支払が完了するもの

※下記の資格は対象外となります。

普通自動車第一種免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許、小型自動二輪車免許、原動機付自転車免許、資格取得に要する経費の合計が2万円に満たないもの、その他町内で営む事業に直接関連があると認められないもの

■補助対象経費■

町内で営む事業に直接必要な資格又は免許を従業員に取得させるために事業者が全額を負担した下記の経費（資格が取得できた場合のみ補助対象となります）

- ①受講修了により資格等が取得できる講座、研修等の受講料(指定された教材費を含む)
- ②受検(験)料
- ③資格等の登録費用

※上記の経費に対し、この補助金以外の助成金等の交付を受ける場合は、その金額を差し引いた額を補助対象経費とします。

※新たな資格等の取得を対象とし、既に取得している資格等の更新については補助対象外となります。

■補助金額■

補助対象経費の 1/2 以内(千円未満端数切捨て)

同一年度内につき 1 事業者あたり上限10万円、一つの資格取得につき下限1万円

■申請期限■

令和9年2月1日(月)まで（郵送の場合は同日の消印有効）

※資格取得及び経費支払が完了した後に申請してください。

※同一年度内につき一事業者1回の申請となります。一人の従業員が複数の資格を取得した場合、又は複数の従業員が資格を取得した場合も、1回にまとめて申請してください。

※予算内での交付のため、申請を予定されている場合は必ずお早めに担当課までご相談ください。

■申請書類■

- 栗山町中小企業者等資格取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 資格取得内容内訳書(様式第2号)
- 対象経費を確認できる書類(受講料、受検(験)料等の内訳・金額が記載されたパンフレット、請求書等)
- 対象経費の支払が確認できる書類(領収書、払込受領証等の写し※)

※領収書の名義が従業員の場合、事業者が経費の全額を負担していることを確認するため、従業員から事業者への領収書等を添付してください。

- 資格を取得したことを証明する書類の写し
- 従業員の雇用状況を確認できる書類(下記の①～③の書類全てが必要です)
 - ①社会保険の加入状況を確認できるもの(従業員のマイナポータル上の医療保険資格情報を印刷したもの、資格情報のお知らせの写し、資格確認書の写し、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しなど) ※健康保険証の写しは不可
 - ②雇用保険の加入状況を確認できるもの
(雇用保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しなど)
 - ③町内で勤務している無期雇用の正社員であることを確認できるもの
(就業場所が町内で、雇用期間が無期であることが確認できる労働条件通知書または雇用契約書の写しなど)
- 振込先の通帳の写し(見開き1ページ目)
- 本人確認書類(申請担当者)
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等(いずれも写し)
- 町内で事業を営んでいることが確認できる以下の書類

法人	下記の <u>いずれか</u> の書類(町内で事業を営んでいることが確認できるもの) <input type="checkbox"/> 直近の確定申告書別表一の控えの写し 及び 法人事業概況説明書の控え(両面)の写し <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書の写し(発行日から3ヶ月以内のもの)
個人	下記の <u>いずれか</u> の書類(町内で事業を営んでいることが確認できるもの) <input type="checkbox"/> 直近の確定申告書第一表の控えの写し 及び 青色申告決算書の控え(両面)の写し <input type="checkbox"/> 直近の確定申告書第一表の控えの写し 及び 白色申告収支内訳書の控え(両面)の写し

※上記の書類では町内で事業を営んでいることが確認できない場合など、その他の書類をお願いすることがありますので何卒ご了承ください。

■申請受付・問合せ先■

〒069-1512 栗山町松風3丁目252番地

栗山町商工観光課 商工・労働グループ ☎0123-73-7516

受付時間:平日 8:30~17:15

申請書のダウンロードはこちらへ

